

女性は本当に「活躍」できるのか？

福沢 恵子

このところ、驚くことばかりが起きている。

まず、過労死ストレスの労働時間が『国家公認』になりかねないということ。今春、発表された「働き方改革」の具体的な実行計画では、月45時間、年間360時間の残業限度を原則としながらも、繁忙期の上限は1ヵ月で100時間未満、2～6ヵ月の月平均残業時間は80時間以内という基準が提示された。これでは働く人の負担はまったく軽減されない。そもそも、1日あたり、1週あたりの労働時間を規制しないままで、どこが「働き方改革」なのか。労働者にとって最も必要な「業務間インターバル規制」（終業と次の始業との間に「就業させてはならない時間」を設ける規制）も企業の努力義務にとどまっている。こんな「改革」では、とりわけ子育て中の女性はとても働き続けられない。

もうひとつは「名前」の問題。2015年12月の最高裁判決は夫婦同姓を強制する民法規定を「合憲」とし、「改姓の不利益は旧姓の通称使用で緩和される」とした。しかし、2016年10月に東京地裁は、職場で旧姓使用を拒否された日大三高の女性教員の訴えを「戸籍名と同じように旧姓を使用することが、社会に根付いているとまでは認められない」と退けた。

その後、東京高裁で和解が成立し、結果的には女性教員の旧姓使用は可能になったものの、最高裁と地裁の見解は全く矛盾しており、自分の名乗りたい名前（しかも、過去に永年の使用実績のある名前）を日常生活に使用することにも多大な苦勞が伴う。夫婦別姓の選択を可能とする民法改正が行われないのであれば、「社会生活における通称使用権の確立」について、早急に法整備が行われるべきではないのか。

「女性活躍推進法」が施行されて、丸1年。現実の女性たちは、「活躍」からはあまりに遠い状況に置かれているように思えてならない。



PROFILE

ふくざわけいこ：ジャーナリスト、(公財)日本女性学習財団理事。早稲田大学政治経済学部在学中に女子学生で作る就職情報誌「私たちの就職手帖」を創刊、初代編集長を務める。卒業後、朝日新聞記者を経て東京家政大学人間文化研究所助教授、日本女子大学客員教授、昭和女子大学特命教授などを歴任。